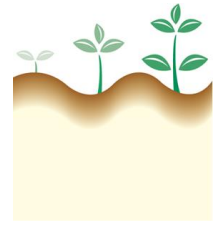


# 食品の適正表示推進者制度

## 食品の適正表示推進者制度の概要

広島県では、食品事業者が食品表示を正しく行うための支援を行い、自主管理を推進するため、適正な食品表示を推進する核となる人材（食品の適正表示推進者）を育成しています。適正表示推進者を中心とした自主管理により、県民の食品表示に対する信頼を確保します。



## 食品の適正表示推進者とは

適正表示の推進に向けて、中心的な役割を担います。

- ① 取り扱う食品の表示をチェックします。
- ② 他の従業員へ適正表示を啓発します。
- ③ 表示に関する最新情報を収集します。
- ④ 表示内容を消費者へ分かりやすく説明します。
- ⑤ 適正表示を推進する行政施策に協力します。



## 食品の適正表示推進者になるには…

- ① 広島県又は広島県が指定する団体が開催する「食品の適正表示推進者育成講習会」を受講します。講習会の内容は、次の法令で定める表示の基準や規定等となります。

法律等の名称	表示の主旨	表示事項
食品表示法	【衛生事項】 飲食による衛生上の 危害発生の防止	名称, アレルゲン, 食品添加物, 保存方法, 消費期限または賞味期限, 製造者氏名, 製造所所在地, 遺伝子組換え など
	【品質事項】 消費者の商品選択に 資するための情報提供	名称, 原材料名, 原料原産地名, 内容量, 食品関連事業者, 遺伝子組換え など
	【保健事項】 栄養の改善及び健康の 増進	栄養成分の量及び熱量, 栄養機能食品, 機能性表示食品に関する事項 など
健康増進法	健康の保持増進効果に 係る誇大表示の禁止	—
不当景品類及び 不当表示防止法 (景品表示法)	虚偽, 誇大な表示の禁止	—

- ② 受講者に、「食品の適正表示推進者証」が交付されます。  
※ 希望者には、随時、食品表示に関する最新情報が電子メールで配信されます。
- ③ 食品の適正表示推進者として、それぞれの施設で日常管理に努めます。
- ④ フォローアップ講習会の受講により、最新の情報を得ることができます。

